

## 山口県本人確認情報保護審議会について

### 1 審議会の概要等

- (1) 設置根拠（住民基本台帳法第30条の9第1項）
- ・都道府県に、本人確認情報の保護に関する審議会を置く。
- (2) 審議事項（住民基本台帳法第30条の9第2項）
- ・本人確認情報の保護に関する事項
  - ・住民基本台帳法に規定される違反行為をした者に対し、知事が中止命令を発する際に意見を述べること。
- (3) 組織（山口県本人確認情報保護審議会条例第2条）
- ・委員は5人以内で、学識経験者のうちから知事が任命する。
- (4) 任期（山口県本人確認情報保護審議会条例第3条）
- ・2年（平成26年8月5日から平成28年8月4日まで）

### 2 委員

（50音順：敬称略）

氏 名	役 職 等
たかすぎ まさこ 高杉 雅子	行政書士
まつの ひろし 松野 浩嗣	山口大学理学部長
まつむら かずあき 松村 和明	弁護士
わかざき ともこ 若崎 智子	山口県消費者団体連絡協議会事務局長

### 3 過去の審議状況

開催日	審 議 内 容 等
H14年 8月	・ 技術的なセキュリティ対策は評価できる。適切な運用が求められる。
H15年 7月	・ 引き続き適切な運用を心がけてもらいたい。
H17年 3月	・ セキュリティの確保を前提に、住基ネットの利活用を考えてはどうか。
H18年 3月	・ 県条例による住基ネットの独自利用を検討することを了承。
H18年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税の賦課徴収に係る4事務に住基ネットを利用することを了承。</li> <li>・ 住民の利便性向上のための利用について検討してもらいたい。</li> </ul>
H19年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4区分12事務について住基ネットを利用することを了承。</li> <li>・ 引き続き、住民の負担軽減に繋がる事務を含め、利用拡大に取り組むこと。</li> </ul>
H20年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8区分22事務について来年度から県独自利用を行うこと、また、1区分2事務については体制の見直し後、独自利用を行うことを了承。</li> <li>・ 住民の負担軽減に繋がるよう、新たな事務への利用についても検討すること。</li> </ul>
H22年 3月	・ 市町事務について利用する場合には、専用端末の追加設置等のコスト増及びセキュリティの確保方法等の課題もあり、引き続き検討すること。
H23年 1月	・ 3区分5事務について来年度から県独自利用を行うことを了承。
H24年 3月	・ 住民基本台帳ネットワーク等に関する資料送付。
H25年 1月	・ 2区分3事務について住基ネットを利用することを了承。
H26年 1月	・ 1区分8事務について住基ネットを利用することを了承。

## 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）抜粋

（都道府県知事への通知）

第30条の5 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号及び第13号に掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報を都道府県知事に通知するものとする。

（都道府県の審議会の設置）

第30条の9 都道府県に、第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（住民票コードの利用制限等）

第30条の43

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であって、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（参考）本人確認情報（住民票記載事項及び住民基本台帳法施行令規定事項）

①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別 ④住所 ⑤住民票コード ⑥付随情報

## 山口県本人確認情報保護審議会条例（平成14年7月9日山口県条例第36号）

（趣旨）

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第3項の規定に基づき、山口県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（秘密保持義務）

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総合企画部において処理する。

（平25条例4・一部改正）

（その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

附 則（平成25年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。